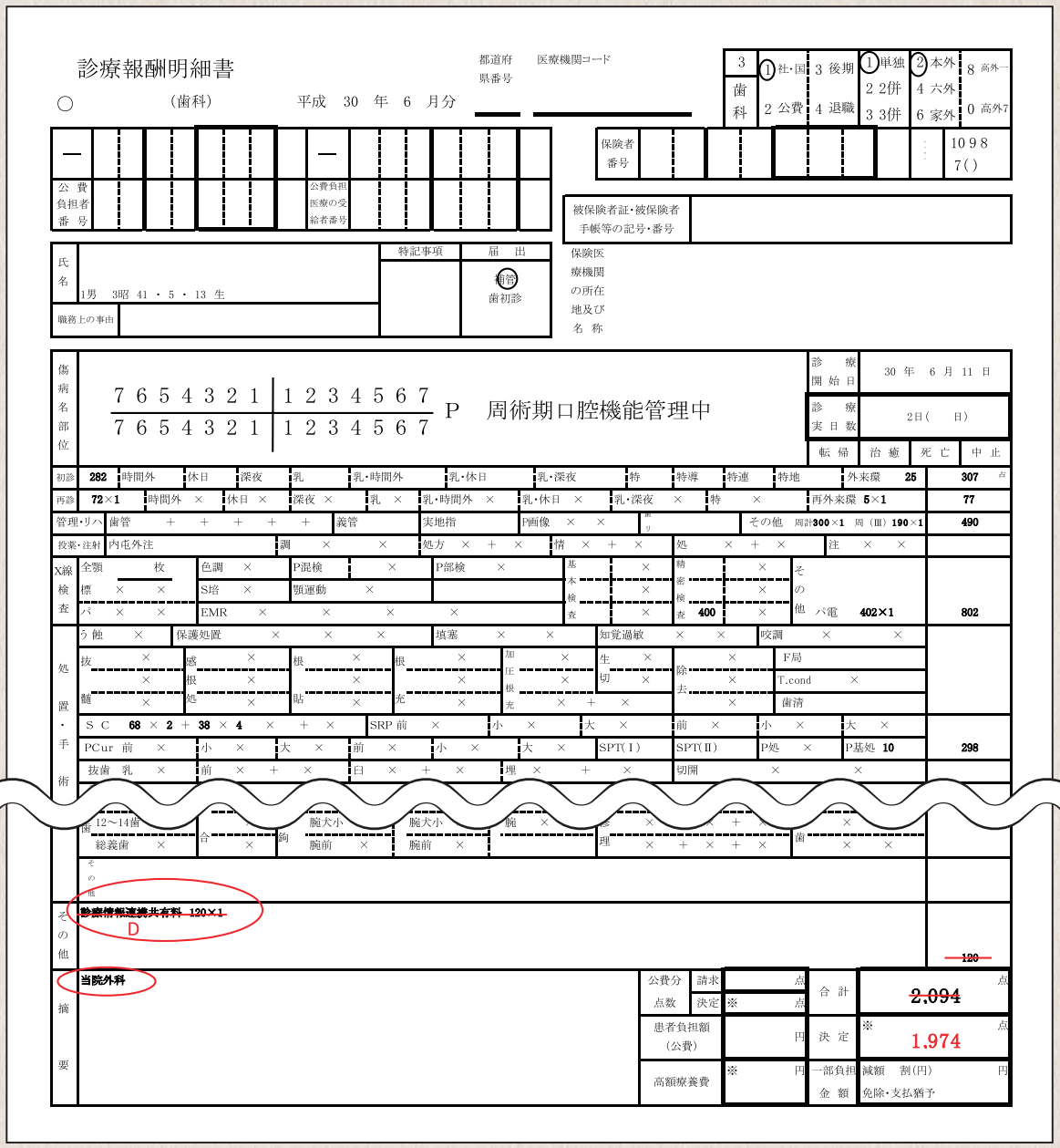

診療報酬明細書

（歯科）　平成 30 年 6 月分

都道府県番号　医療機関コード

3 歯科　①社・国　2 公費　3 後期　4 退職　①単独　2 2併　3 3併　②本外　4 六外　6 家外　8 高外一　0 高外7

公費負担者番号　公費負担医療の受給者番号

保険者番号　1098 7( )

被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号

氏名　1男　3昭 41・5・13 生

職務上の事由

特記事項

届出　初診　歯初診

保険医療機関の所在地及び名称

傷病名部位　7 6 5 4 3 2 1 | 1 2 3 4 5 6 7　P　周術期口腔機能管理中

診療開始日　30 年 6 月 11 日

診療実日数　2日（　日）

転帰　治癒　死亡　中止

初診	282	時間外	休日	深夜	乳	乳・時間外	乳・休日	乳・深夜	特	特導	特連	特地	外来環	25	307	点
再診	72×1	時間外 ×	休日 ×	深夜 ×	乳 ×	乳・時間外 ×	乳・休日 ×	乳・深夜 ×	特 ×				再外来環	5×1	77	
管理・リハ	歯管 ＋ ＋ ＋ ＋ ＋		義管		実地指		P画像 × ×		薬剤				その他	周計300×1 周（Ⅲ）190×1	490	
投薬・注射	内屯外注			調 × ×		処方 × ＋ ×		情 × ＋ ×		処 × ＋ ×				注 × ×		
X線検査	全顎 枚		色調 ×		P混検 ×		P部検 ×		基本検査 ×			精密検査 ×		その他 パ電 402×1	802	
	標 × ×		S培 ×		顎運動											
	パ × ×		EMR × × ×													
処置・手術	う蝕 ×	保護処置 × × ×			填塞 × ×			知覚過敏 × ×			咬調 × ×					
	抜 × 髄 ×	感 × 根 × 処 ×		根 × 貼 ×		根 × 充 ×		加圧根充 × × ＋ ×		生切 ×		除去 × ×		F局 T.cond 歯清		
	SC 68 × 2 ＋ 38 × 4 × ＋ ×			SRP 前 ×		小 ×		大 ×		前 ×		小 ×		大 ×		
	PCur 前 ×	小 ×	大 ×	前 ×		小 ×	大 ×		SPT(Ⅰ)		SPT(Ⅱ)	P処 ×		P基処 10	298	
	抜歯 乳 ×	前 × ＋ ×		臼 × ＋ ×		埋 × ＋ ×			切開 × ×							
	歯 12～14歯 総義歯 ×	合 ×	鉤	腕犬小 腕前 ×		腕犬小 腕前 ×		腕 ×		理 × ＋ × ＋ ×				歯 × ×		
	その他															
その他	診療情報連携共有料 120×1 D														120	
摘要	当院外科															

公費分点数　請求　点　※　点　決定

患者負担額（公費）　円

高額療養費　※　円

合計　2,094 点

決定　※　1,974 点

一部負担金額　減額　割（円）　円　免除・支払猶予

診療情報連携共有料の算定については、平成30年3月5日付け厚生労働省通知保医発0305第1号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」において、次のように記載されています。

【通知　平成30年3月5日付け厚生労働省通知保医発0305第1号】

別添2

歯科診療報酬点数表に関する事項

第2章　特掲診療料

第1部　医学管理等

B 011　診療情報連携共有料

(2)　慢性疾患を有する患者又は歯科診療を行う上で特に全身的な管理の必要性を認め検査結果や診療情報を確認する必要がある患者において、当該患者の同意を得て、別の保険医療機関に当該患者の診療情報の提供を文書により求めた場合に算定する。

本事例については、医科歯科併設の保険医療機関において、同一の保険医療機関の他の診療科からの情報提供による診療情報連携共有料が算定されています。平成30年3月5日付け保医発0305第1号の通知に、「慢性疾患を有する患者又は歯科診療を行う上で特に全身的な管理の必要性を認め検査結果や診療情報を確認する必要がある患者において、当該患者の同意を得て、別の保険医療機関に当該患者の診療情報の提供を文書により求めた場合に算定する。」と記載されていることから、同一の保険医療機関の他の診療科からの提供による診療情報連携共有料は算定できませんので、ご留意ください。